

毎週火、金曜日発行（但休日は除く）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇規則 主要農作物種子法の実施に関する条例施行規則の一部改正
- ◇告示 禁猟区の設定  
米飯提供者の登録  
保安林の指定解除予定  
土地改良事業の認可申請にかかる決定及び縦覧  
昭和三十三年六月定例県議会で議決された昭和三十三年度歳入歳出追加予算等
- ◇人委規則 職員の使用に関する規則の一部改正  
職員の任用に關する権限の委任に關する規則の一部改正  
警察官の昇任に關する権限の委任に關する規則の一部改正  
人事委員会の権限の一部を事務局長に委任する規則の一部改正
- ◇人委告示 行政職等級区分表に属する職に対応する研究職等級区分表、医療職等級区分表等に属する職の指定

## 規則

主要農作物種子法の実施に關する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十三年七月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

### 鳥取県規則第十九号

主要農作物種子法の実施に關する条例施行規則

規則の一部を改正する規則

主要農作物種子法の実施に關する条例施行規則（昭和二十七年十一月鳥取県規則第八十七号）の一部を次のように改正する。

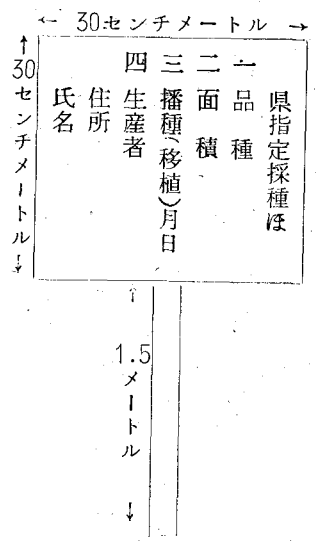
第三条を次のように改める。

第三条 法第四条の規定による審査を受けようとする者は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる期日までに、口頭又は文書により種子審査員（法第四条第四項に規定する技術吏員をいう。）に請求しなければならない。

|   |   |        |   |
|---|---|--------|---|
| 区 | 分 | 期      | 日 |
| 麦 | 類 | 毎年七月末日 |   |
|   |   | 毎年三月末日 |   |

第五条中「別記第五号様式」を「別記第三号様式」に改める。

第二号様式を次のように改める。



第三号様式及び第四号様式を削り、第五号様式を第三号様式とする。

この規則は、公布の日から施行する。

告示

鳥取県告示第二百九十九号

狩猟法（大正七年法律第三十二号）第九条の規定により、次のとおり禁猟区を設定する。

昭和三十三年七月一日

鳥取県知事 遠藤 茂

一向山禁猟区

1 区域

倉吉市小田地内小田橋西詰を基点とし、同所から天神川及び小鴨川の左岸にそつてさかのぼり和田橋北詰に至り、地方道、倉吉由良線を北に進み、県道福光下北条停車場線に至り同線を北に進み、県農由良上井線に至り、同線を東南に進み基点に至る線に囲まれた区域内一円の山林

2 存続期間

昭和三十三年七月一日から  
昭和三十六年六月三十日まで

二 鉢伏山禁猟区

1 区域

東伯郡東郷町大字川上地内東郷町上水道水源池を基点とし、県道松崎桑原線を東南に進み川上峠に至り、気高郡境界線にそつて北に進み鉢伏山三角点を経て東郷町大字方地から気高郡青谷町大字楠根に通ずる山道に達し、同所から東郷町大字白石字上野内大平から、字寺所、隠谷の境界線を西南に進み、ヤナガ谷、清水谷の陵線を南に進み、旧舎人村と松崎町の境界線に至り、松崎町大字川上字駄床と字高辻畑の境界線を通り基点に至る線に囲まれた一円の区域

2 存続期間

昭和三十三年七月一日から  
昭和三十六年六月三十日まで

鳥取県告示第三百号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）第三十五条の四の規定に基き、昭和三十三年六月二十五日次の者に対し米飯提供業者の業者登録をした。

昭和三十三年七月一日

鳥取県知事 遠藤 茂

|      |         |       |        |            |         |       |
|------|---------|-------|--------|------------|---------|-------|
| 登録番号 | 登録年月日   | 氏名    | 屋号又は名称 | 住所         | 営業所の所在地 | 営業の種類 |
| 七〇六  | 三三、六、二五 | 数本 国夫 | 三日月食堂  | 倉吉市新町三丁目   | 住所に同じ   | 一般食堂  |
| 七〇七  | "       | 楊華 傑  | 翠明荘    | 米子市皆生一、八二四 | "       | 旅館    |
| 七〇八  | "       | 和藤 一枝 | わとう    | 花園町一四      | "       | 一般食堂  |

鳥取県告示第三百一号  
 次の土地について農林大臣から保安林解除予定の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。  
 昭和三十三年七月一日  
 鳥取県知事 遠藤 茂

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |                |       |         |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----------------|-------|---------|
| 所 | 在 | 場 | 所 | 番 | 台 | 帳 | 一 | 見 | 込 | 指定予定面積<br>(見込) | 指定の理由 | 申請者住所氏名 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----------------|-------|---------|

市郡一町村 村一大字一字一地  
 鳥取 浜坂 伴山 園有林 八八二八 八八二八 〇・〇七九  
 飛砂防備  
 市営観光施設（休憩所）敷地 認 定

鳥取県告示第三百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の規定に基く同法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第五条の規定により、次の土地について保安林の指定を解除する予定であるから同法第三十条の規定により告示する。  
 昭和三十三年七月一日  
 鳥取県知事 遠藤 茂

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |                |       |       |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----------------|-------|-------|
| 所 | 在 | 場 | 所 | 番 | 台 | 帳 | 一 | 見 | 込 | 解除予定面積<br>(実測) | 指定の理由 | 申請者氏名 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----------------|-------|-------|

市郡一町村 村一大字一字一地  
 東伯 羽合 宇野 西ヌニ 一、九六八 〇・〇三〇 〇・〇〇〇 〇・〇〇一  
 〃 〃 〃 〃 一、九七四 〇・〇一〇 〇・〇〇〇 〇・〇一〇  
 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃  
 潮害防備  
 国道改築のため 羽合町長

鳥取県告示第三百三号

大灘土地改良区から、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により、新たに行おうとする土地改良事業の認可申請があつたので、当該土地改良事業計画（暗渠排水）につき審査の結果、右申請を適当と決定した。  
 よつて、次のように縦覧に供する。  
 昭和三十三年七月一日  
 鳥取県知事 遠藤 茂

昭和三十三年七月二日から同年同月二十一日まで

三 縦覧の場所  
 東伯郡大栄町役場

四 異議の申立  
 利害関係人において、公告にかかる決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第三百四号

昭和三十三年六月定例県議会で六月十七日議決を経た、昭和三十三年度鳥取県歳入歳出追加予算、専決処務に基く昭和三十三年度鳥取県歳入更正予算、同昭和三十

一 縦覧に供すべき書類の名称  
 土地改良事業計画書の写  
 二 縦覧の期間

三年度特別会計県立中央病院事業費歳入歳出追加予算は次のとおりである。

|                   |             |
|-------------------|-------------|
| 昭和三十三年七月一日        | 鳥取県知事 藤 藤 次 |
| 昭和33年度鳥取県歳入歳出追加予算 |             |
| 歳 入               | 歳 出         |
| 3 地方交付税           | 1 地方交付税     |
| 3,082             | 3,082       |
| 7 国庫交出金           | 2 国庫補助金     |
| 10,851            | 10,851      |
| 2 産業経済費           | 1 農業政策費     |
| 13,935            | 13,935      |
| 8 歳 出 合 計         | 13,935      |

昭和32年度鳥取県歳入更正予算

|            |                             |
|------------|-----------------------------|
| 歳 入        | 歳 入                         |
| 10 繰越金     | 1 前年度繰越金                    |
| △ 35,000   | △ 35,000                    |
| 12 県 債     | 1 県 債                       |
| 35,000     | 35,000                      |
| 1 使用料      | 昭和33年度特別会計県立中央病院事業費歳入歳出追加予算 |
| 26,774,858 | 0                           |
| 1 使用料      | 1 使用料                       |
| 26,774,858 | 26,774,858                  |
| 4 諸支出金     | 26,774,858                  |

人事委員会規則

職員任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十三年七月一日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 寛 蔵

鳥取県人事委員会規則第九号

職員任用に関する規則の一部を改正する規則

職員任用に関する規則(昭和二十七年鳥取県人事委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

- 2 前年度繰上充用金 26,774,858
- 歳 出 合 計 26,774,858
- 二 昇任 職員を職務の等級に分類される職に関する規則その他の規定に定める職でその現に有するものより上位の職(職員を等級区分表

三 降任

職員を職務の等級に分類される職に関する規則その他の規定に定める職でその現に有するものより下位の職(職員を等級区分表等の適用を異にして異動させる場合においてそのつかせようとする職が人事委員会が別に定めるところにより現に有する職より上位の職となる場合を含む。)に任命すること。

職員を職務の等級に分類される職に関する規則その他の規定に定める職でその現に有するものより下位の職(職員を等級区分表等の適用を異にして異動させる場合においてそのつかせようとする職が人事委員会が別に定めるところにより現に有する職より下位の職となる場合を含む。)に任命すること。

第二条第五号中「同種」の下に「又は異種」を加える。

第二条の次に次の一条を加える。

(任命の方法の一般的基準)

第二条の二 任命権者は、職員に欠員を生じた場合において選考により任用されたもの(教育委員会の教育長により選考されたものを含む。)を特別の事由による

場合のほかは競争試験により任用される職にこれを任命することができない。

第十五条中「職務の級、吏員又は雇員」を「職務の等級、吏員又は吏員以外の職員」に改める。

第十九条第一号を次のように改める。

- 一 職務の等級行政職四等級以上の職、職務の等級公安職一等級の職、職務の等級教育職(一)等級の職、職務の等級研究職三等級以上の職、職務の等級医療職(一)三等級以上の職、職務の等級医療職(二)等級以上の職及び職務の等級医療職(一)等級の職

第二十条第一号を次のように改める。

- 一 職務の等級行政職四等級以上の職、職務の等級公安職一等級の職、職務の等級教育職(一)等級の職、職務の等級研究職三等級以上の職、職務の等級医療職(一)三等級以上の職、職務の等級医療職(二)等級以上の職及び職務の等級医療職(一)等級の職

第二十条第二号を削り、第三号を第二号とし以下第五号まで順次繰りあげ、第六号中「前五号」を「前四号」

に改め、同号を第五号とする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和三十二年四月一日から適用する。
- 2 この規則適用の際、従前の規定により既に選考された者については、この規則の規定により選考されたものとみなす。
- 3 この規則適用の日において現に有効な四級職採用候補者名簿は、初級採用候補者名簿、警察官採用候補者名簿は初級採用候補者名簿、農業改良普及員採用候補者名簿は中級採用候補者名簿、六級職採用候補者名簿は上級採用候補者名簿とみなす。

職員に任用に関する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十三年七月一日

鳥取県人事委員会委員長 中本 覚 蔵

鳥取県人事委員会規則第十号

職員に任用に関する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する権限の委任に関する規則(昭和二十七年鳥取県人事委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

警察官の昇任に関する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十三年七月一日

鳥取県人事委員会委員長 中本 覚 蔵

鳥取県人事委員会規則第十一号

警察官の昇任に関する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則

警察官の昇任に関する権限の委任に関する規則(昭和二十

十九年鳥取県人事委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(委任)

第二条 昇任に関する競争試験の実施及び昇任候補者名簿の作成等の権限を当分の間警察本部長に委任する。第四条を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会の権限の一部を事務局長に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十三年七月一日

鳥取県人事委員会委員長 中本 覚 蔵

鳥取県人事委員会規則第十二号

人事委員会の権限の一部を事務局長に委任する規則の一部を改正する規則

人事委員会の権限の一部を事務局長に委任する規則(昭

人事委員会告示

鳥取県人事委員会告示第三号

行政職等級区分表に属する職に対応する研究職等級区分表、医療職□等級区分表等に属する職を次のように定める。

昭和三十三年七月一日

鳥取県人事委員会委員長 中本 覚 蔵

和二十七年鳥取県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号を次のように改める。

三 警察官の昇任に関する権限の委任に関する規則)

昭和二十九年鳥取県人事委員会規則第十八号) 第三条に規定する協議

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

|                   |       |       |       |       |       |       |       |
|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 行政職等級区分表          | に属する職 | に属する職 | に属する職 | に属する職 | に属する職 | に属する職 | に属する職 |
| 研究職等級区分表          |       | に属する職 | に属する職 | に属する職 | に属する職 | に属する職 | に属する職 |
| 医療職□等級区分表         |       |       | に属する職 | に属する職 | に属する職 | に属する職 | に属する職 |
| 医療職□等級区分表         |       |       |       | に属する職 | に属する職 | に属する職 | に属する職 |
| 地方公営企業法に定める企業職員の職 |       |       |       | に属する職 | に属する職 | に属する職 | に属する職 |

この表に定められていない公安職等級区分表、教育職□等級区分表、教育職□等級区分表、医療職□等級区分表の各等級に属する職及び技能労務職員の職については、人事委員会においてそのつ度定める。